



<ベトナム特別レポート>

情報提供用資料

2020年2月14日

ベトナムとEUの自由貿易協定 (EVFTA)

欧州議会は2020年2月12日、本会議で欧州連合(EU)とベトナムの自由貿易協定(FTA)を承認した。今後EU加盟国の承認を経て、EU側の批准手続きは完了する。ベトナム側が速やかに批准すれば、今夏にも発効する見通しである。

発効後、EUからベトナムへの輸出品の65%の関税が、ベトナムからEUへの輸出品の71%が即時撤廃される。さらにEUは7年、ベトナムは10年かけて最終的に99%の関税を撤廃する。EUはベトナムにハイテク製品や航空機などを、ベトナムはEUに電気機器や衣料品を輸出している。労働者の権利の保護や環境面での規定も盛り込んでいる。

EU(イギリスを含む28国)はベトナムにとって、米国に次ぐ貿易相手であり、2019年の貿易額は輸出415億ドル(全輸出の約16%)、輸入149億ドル(全輸入の約6%)で、合計564億ドル(全貿易の約11%)を占めている(税関総局)。FTAが発効すれば、ベトナムはアセアンでシンガポールに次ぐ、第二のEUとのFTA締結国となる。

ベトナムの投資計画省(Ministry of Planning and Investment; MPI)の予測によれば、EVFTAによって輸出は(EVFTAがない場合に比べて)2020年+20%、2025年+42.7%、2030年+44.4%押し上げられる。輸入も(同)2020年+15.3%、2025年+33.1%、2030年+36.7%上昇する。結果的にGDPは+2.2~+3.3%(2019-2023年)、+4.6~+5.3%(2024-2028年)、+7.1~+7.7%(2029-2033年)押し上げられると予測されている。

EUはベトナムにとって4番目の輸入先となっている。機械、化学品、輸送機械等を輸入している。これらはベトナム経済の近代化に不可欠なものである。関税低減によって、高度な機械・技術の導入が可能となり、同国の労働生産性の向上、ハイテク化を加速させ、同国企業がグローバルサプライチェーンにより一層取り込まれる契機となるものと予想される。

一方、薬品、乳製品、畜産物は激しい競争にさらされる可能性がある。



EVFTA 発効後、最も恩恵を受ける輸出品/セクター

輸出品/セクター	ベトナムの輸出品における EU の誓約事項	コメント
海産物 (ツナ缶、魚肉団子を除く)	協定発効時にベトナムの輸出品における輸入関税分類品目の約 50% を撤廃。残りの 50% は 3~7 年以内に撤廃。	EU はベトナム海産物の第 2 の輸出先。2018 年の輸出額は前年比 +1% の 14.4 億ドル。ベトナムの海産物に対する関税の 90% は、現在の平均 14% の輸出税率から 3~4 年以内に 0% まで削減。
通信 コンピュータ 電気製品	協定発効時に輸入関税分類品目の 74% を撤廃。残りは 3~5 年以内に撤廃。	EU は通信、コンピュータ、電気製品の最大輸出先。2018 年の輸出額は合計 181 億ドル、EU への輸出総額の 43.3% になる。関税撤廃により電気製品輸出は競争力を増し、EVFTA を含む FTA 協定の下、有利な関税を求めてベトナムへの工場移管が進む。
縫製製品	協定発効時にベトナムの輸出品における輸入関税分類品目の 42.5% を撤廃（主に繊維製品素材への関税）。残り（主に繊維製品完成品）は 12% の税率から 3~7 年以内に 0% まで撤廃。	EU はベトナム縫製品の第 2 の輸出先。2018 年の輸出額は 41 億ドル（縫製品輸出総額の 13.4%）。現在ベトナムから EU への縫製品には一般特惠制度の下、7~17%（平均 9.6%）の関税がかかる。 EU（ベトナムから EU への縫製品輸出割合は少ない）への縫製品素材（繊維、糸、ウール）の輸出業者は EVFTA 発効時に恩恵を受ける。EU に繊維製品完成品を輸出する企業にとっては、EVFTA による恩恵は、2 年目から減税により、大幅に増加する。
コーヒー	協定発効時に関税を完全撤廃。	EU はベトナムコーヒーの最大の輸出先。2018 年の輸出額は 13.4 億ドル。EVFTA 発効時の関税撤廃により EU における市場がさらに拡大する。
港湾運営 物流セクター	NA	ベトナム-EU 間の貿易増加により恩恵を受ける。

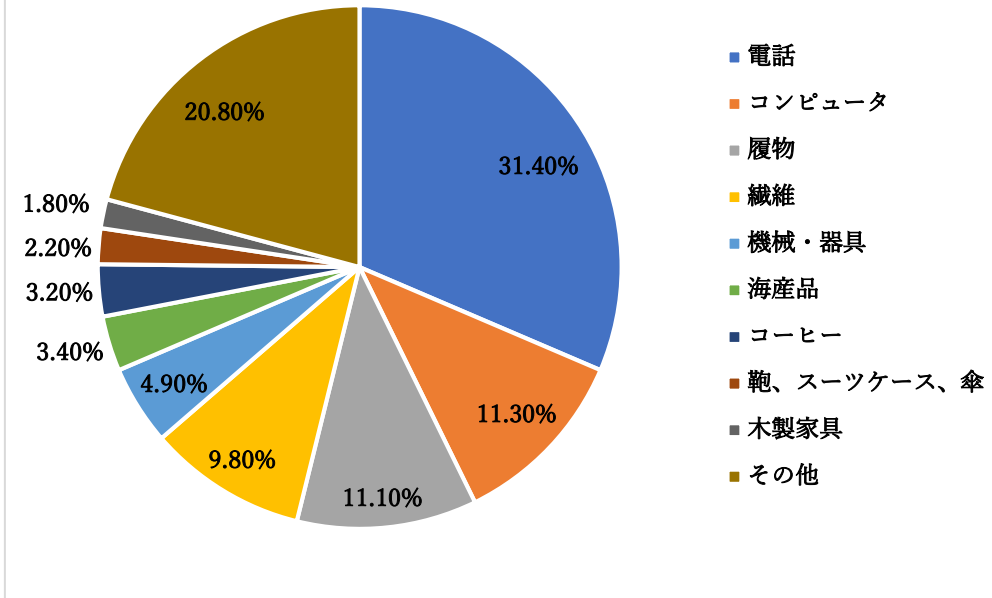


工業団地セクター	NA	製造業者はEVFTAを含めベトナムが調印予定のFTAによる優遇措置を求めため、他国からの工場移管により恩恵を受ける。
履物	協定発効時に輸入関税分類品目の約 37%を撤廃（主にアウター・ソール、ゴム、プラスチック付き防水靴、スリッパ、室内履物）。残りは 5～8%（EU へ輸出される多くのベトナムの履物はこの部類に属する）の税率から 3～7 年以内に 0%まで撤廃。	EU はベトナム履物の第 2 の輸出先。2018 年の輸出額は前年比+17.9%の 58 億ドル。履物輸出総額の 28.7%になる。現在ベトナムから EU への履物製品には一般特惠制度の下、平均 3～4%の関税が掛かる。 EVFTA 発効後最初の 2 年間は、履物製品が直ちに恩恵を受けるわけではない。EU へのベトナムの主要履物製品は一般特惠制度の下、現在の税率より高くなるからである。ベトナムの履物製品における EVFTA 関税が、一般特惠制度から現在受ける税率と同じ若しくはそれ以下になるには約 2 年掛かる。 ベトナムの履物製品における関税が 0%になる時、EU に輸出される税率は中国の履物製品より低い 3.5～4.2%となり、ベトナムにとっては競争力が増すことになる。
木材家具	協定発効時に輸入関税分類品目の約 83%を撤廃。残り（素粒子板、繊維板、ベニヤ板等）は 3～5 年の工程に伴い撤廃。	EU はベトナム木材の第 5 の輸出先。2018 年の輸出額は前年比+3.7%の 7 億 7 千万ドル。現在ベトナムから EU への木材家具には 0～2%の関税が掛かる。

出所：EVFTA 協定書類

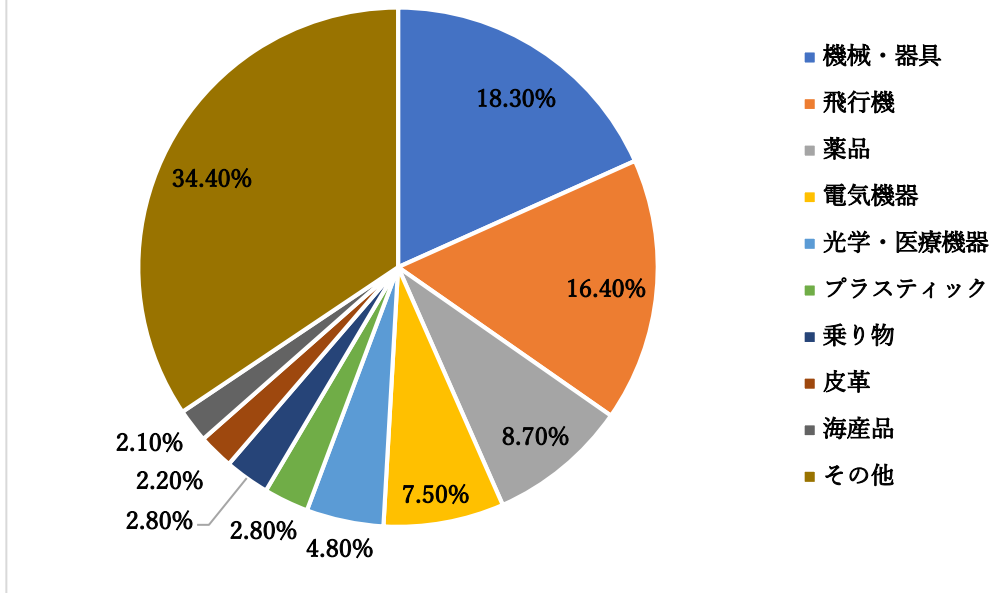


EUへの輸出品 (2018年)



EUからの輸入品 (2018年)

b



出所：MoIT,ベトナム税関
以上